



## 労働問題セミナー

### 最近の法改正内容と平成29年春季労使交渉・協議の課題



平成29年の春季労使交渉・協議に向けて、政府は、経営者団体等に対して「少なくとも前年水準並みの賃金引上げ、4年連続のベアの実施」といった要請を行っています。これらの全体状況をふまつつも、やはり、個別企業の賃金については、自社の支払能力に基づき、各社の経営方針により、決定していくことが必要不可欠です。

また、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、長時間労働の是正など「働き方改革」に関する大きな動きが進みつつあります。実務的には、短時間労働者への社会保険の適用拡大、雇用保険法改正、育児・介護休業法改正および男女雇用機会均等法改正など、様々な法改正が続いています。

このような中で迎える平成29年の春季労使交渉・協議の課題を、最近の経済情勢から労働法改正の動向、労使各団体の方針等を中心に解説しますので、この機会にぜひ受講ください。

日時 平成29年3月8日(水) 14:00~16:00  
会場 高槻商工会議所 3階 会議室(高槻市大手町3-46)  
講師 中村総合経営事務所 所長  
特定社会保険労務士・中小企業診断士 中村 範久 氏



内容 1. 経済情勢 2. 最近の法改正の動向 3. 労使各団体の動向  
定員 先着30名(1事業所2名まで)

※受講票は発行しません。定員を超えてお断りする場合は連絡します。

主催 高槻商工会議所 中小企業相談所 (TEL072-675-0484)  
申込 3月2日(木)までにFAX、または当所ホームページからお申し込み下さい。  
FAX:072-675-3466 HP <http://www.takatsukicci.or.jp>

----- (FAXでのお申し込みは切らずにそのまま送付して下さい。) -----

#### 労働問題セミナー受講申込書 (H29. 3. 8開催)

事業所名

電話

役職	受講者氏名

※個人情報取扱：ご記入頂いた内容は参加者名簿作成、連絡用に使用します。